

中国地方における大規模地震に対する検討委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は、中国地方における大規模地震に対する検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 東日本大震災による甚大な被害の発生を踏まえて、中国地方においても大規模地震が発生した場合の諸課題を整理・分析するとともに、その際の基本的な対応方針について検討することを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の事項の検討・提言を行う。

- 一 中国地方で想定すべき地震の規模・被害想定について
- 二 地震・被害想定に対する課題について
- 三 大規模地震に対する基本方針について
- 四 その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成及び運営)

第4条 委員会は、中国地方整備局長（以下、「局長」という。）の委嘱した別表－1に定める委員によって構成する。

- 一 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 二 委員長は、会務を総理する。
- 三 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 四 委員会は、委員長が招集する。
- 五 委員会は、別表－2に定めるオブザーバを参加できるものとする。
- 六 委員会は、必要がある場合は、有識者等の出席を求め意見を聞くものとする。
- 七 委員会の議事は、出席した委員全員の同意をもって決するものとする。
- 八 委員会は、第3条の提言をもって終了するものとする。

(公開)

第5条 委員会は、原則とし報道機関を通じて公開とする。ただし、会議の内容によっては委員会に諮り、非公開とすることができる。

(委員会の事務局)

第6条 委員会の事務局は、中国地方整備局企画部防災課におくものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この規約は平成23年6月21日から適用する。

別表－1

「中国地方における大規模地震に対する検討委員会」委員

河原 能久	広島大学大学院教授
木下 誠也	愛媛大学防災情報研究センター教授
阪田 憲次	前土木学会会長・岡山大学名誉教授
平田 直	東京大学地震研究所地震予知研究センター教授
裕見 吉晴	鳥取大学大学院教授
三浦 房紀	山口大学大学院教授
山城 滋	中国新聞社論説主幹
横田 修一郎	島根大学総合理工学部教授

(五十音順 敬称省略)

別表－2

「中国地方における大規模地震に対する検討委員会」オブザーバ

鳥取県	県土整備部長
島根県	土木部長
岡山県	土木部長
広島県	土木局長
山口県	土木建築部長